|  |  |
| --- | --- |
| 　平成　30年　　月　　日　　時　　分　受理 | 受付順位 |
|  |  |
| 提出者に対する質疑通告書　藤枝市議会議長　　西原　明美　様藤枝市議会議員　11番　石　井　通　春　㊞　 |
| 議案番号 | 質　　　　疑　　　　事　　　　項 |
| 第54号議案専決処分の承認を求める事について（藤枝市国民健康保険税条例の一部を改正する条例） | 平成30年度税制改正の大綱（国民健康保険税関係）国保税の課税限度額引き上げと低所得者対策として権限判定基準を引き上げる閣議決定による地方税法の改正について1. 課税限度額引き上げにより負担増となる300世帯は、高額所得者と言えるかどうか。所得の状況（モデルとされる介護2人分、所得1人、固定資産税無しの3人及び4人世帯の拡充前と拡充後の給与または年金収入）
2. 5割、2割軽減の拡大対象となる90世帯（現在は10160世帯が対象）の該当世帯の給与または年金収入（モデルとされる3人及び4人世帯の拡充前と拡充後の額）
3. 増収となる約840万円は保険料負担の平準化にどう資するのか。
4. 医療分の課税限度額引き上げはこれまで平成22、23、26、27、28年度といずれも4万円づつ過去５回ひきあげられてきたが、それらは保険料負担の平準化に資すものとして扱われてきたか。

　 |